

令和5年度

青木義照

議員氏名:

会計帳簿

政務活動費

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2023/04/24	C	広聴広報費	1	郵便代金 政務活動報告書 @73×1124通		82,052	95%	77,949	日本郵便(株)	
2023/04/25	C	広聴広報費	2	郵便代金 政務活動報告書 @84×207通		18,328	95%	17,411	日本郵便(株)	
2023/04/01	G	資料購入費	3	購読料金 日経新聞 4月分		5,900	100%	5,900	(株)日本経済新聞社	
2023/04/27	G	資料購入費	4	購読料金 聖教新聞 4月分		1,934	100%	1,934	小川裕義販売店	
2023/04/30	G	資料購入費	5	購読料金 京都新聞 4月分		4,400	100%	4,400	京都新聞社御所南販売所	
2023/04/14	H	事務所費	6	事務所賃料 4月分 堀川事務所		130,000	—	81,000	(株)吉岡甚商店	選挙利用期間:4/1~4/8 選挙利用日数:8日/13日 選挙利用面積:50% 選挙利用金額: 130000×8÷13×0.5≒ 40000 計上額: (130000-40000)×0.9≒ 81000
2023/04/12	H	事務所費	7	事務所賃料 4月分 烏丸事務所		63,333	90%	56,999	(株)萬誠社	
2023/04/12	H	事務所費	8	事務所賃料 5月分 烏丸事務所		100,000	90%	90,000	(株)萬誠社	
2023/04/20	H	事務所費	9	水道料金 1期分 堀川事務所		7,546	—	4,971	京都市公営企業管理者上 下水道局長	選挙利用期間:3/10~ 4/8 選挙利用日数:30日/56日 選挙利用面積:50% 選挙利用金額: 7546×30÷56×0.5≒2022 計上額: (7546-2022)×0.9≒4971
2023/04/20	H	事務所費	10	電気料金 3月分 堀川事務所		13,335	—	10,501	関西電力(株)	選挙利用期間:3/10~3/16 選挙利用日数:7日/28日 選挙利用面積:50% 選挙利用金額: 13335×7÷28×0.5≒1667 計上額: (13335-1667)×0.9≒ 10501
2023/04/27	H	事務所費	11	電気料金 4月分 堀川事務所		6,119	—	3,160	関西電力(株)	選挙利用期間:3/17~ 4/8 選挙利用日数:23日/27日 選挙利用面積:50% 選挙利用金額: 6119×23÷27×0.5≒2607 計上額: (6119-2607)×0.9≒3160
2023/04/25	I	事務所費	12	事務委託手数料 3月分		94,276	50%	47,138	(一社)京都システムデザイン研究所	

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

青木義照

令和5年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2023/05/01	I	事務費	13	固定電話料金 4月分		7,737	-	4,491	NTTファイナンス(株)	選挙利用期間:3/1~3/31 選挙利用日数:22日/31日 選挙利用面積:50% 選挙利用金額: 7737×22÷31×0.5=2746 計上額: (7737-2746)×0.9=4491
2023/04/25	J	人件費	14	事務所職員給与 4月分		87,220	90%	78,498		
2023/04/03		政務活動費			400,000			0		

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

支出件数	収入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
0件		0	0
0件		0	0
2件		100,380	95,360
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
3件		12,234	12,234
6件		320,333	246,631
2件		102,013	51,629
1件		87,220	78,498
14件	400,000	622,180	484,352
			(A)-(C) -84,352

令和6年6月28日差し控
青木義照

年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

青木 義照

配布物 (名称)	青木よして活動報告Vol.6	規格	A3両面1枚
配付先	事前登録者	作成部数	2,000部

	無	有	充当有の場合					備考	
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号		
所要経費	印刷・ 作成費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		1,331部は郵送、669部は直接配付等
	封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		事務所職員等にて実施
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	日本郵便(株) @73×1,124部	82,052	95%	77,949	1	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日本郵便(株) @84×207部	18,328	95%	17,411	2	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
同封物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-	-	
合 計				100,380	-	95,360	-		

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

青木よしてる



地域経済振興

ふるさと納税の返礼品「海の京都コイン」の実績と問題点とは

電子商品券の普及が見込まれる中、展望についても伺いたい

知事の答弁 ▶ この仕組みを活用した寄付は約150万円(2023年1月22日現在)、さらに利用拡大を図るためにはPR強化、参加施設への研修などが必要。また、「海の京都コイン」の利用履歴等を活用したマーケティング強化にも取り組む。今後は運用コストを随いながら継続できるだけの利用規模を確保することが課題である。

この答弁の内容はYoutube「京都府議会ちゃんねる。」でも紹介されました。QRコードを読み取るとその内容をご覧いただけます。



代表質問の様子

子育て支援

多様化する修学旅行。誘致に向けてどんな取組を行うのか

どうやって満足度を高め、京都PRにつなげるのか

知事の答弁 ▶ 今定例会に提案した「京の修学旅行・教育旅行府内誘致促進事業」予算案で京都府観光連盟に専門人材を配置し、市と連携したモデルプラン作成やプロモーション、訪日教育旅行と府内の学校との交流のマッチングなどを実施し、誘致につなげたい。また、改定した総合計画に掲げられる「交流機会を創出する観光」に則して、修学旅行や訪日教育旅行でも、より多様な人々と交流していただくことで満足度を高められるような施策を検討していきたい。



地域経済振興

コロナ禍でダメージを受けた商店街に支援を

デジタル化や子育て支援等を通じ、どんな商店街振興を図るのか

知事の答弁 ▶ 商店街関係者が学生などと共にデジタル技術を学ぶ場や、その学びを活かした課題解決に取り組むために必要な経費を計上している。また、商店街が地域の子育てを支える拠点となるための機能整備を重点的に支援する予算案を今定例会で提案。引き続き併走支援をしていきたい。



京都三条会館商店街

豊かに暮らせる 中京を

まずは経済の再生

青木がすすめている府政のポイント

2023年2月の府議会定例会で青木よしてるが質問した主な内容と答弁を紹介いたします。
※質問、答弁は要約しています。

子育て支援

“子育て環境日本一・京都”の目玉施策「子どもの教育のための総合交付金」とは



教育長の答弁 ▶ 府民ニーズを一番近くで捉える市町村に応じた施策を後押しすることが効果的と考え、全国初の教育に特化した総合交付金を創設した。具体的には教室に入れない生徒に別の学びの場を確保したり、地産地消のための食材割増経費の支援などを進める。この交付金で支援した施策は、その手法や効果、課題などを全市町村で共有し、施策の好循環を生み出していきたい。

地域経済振興

企業版ふるさと納税についてはどうか

知事の答弁 ▶ 創設後、延べ79社から計3億6千万円の寄附をいただき、国内外の美術関係者と京都の作家のマッチングなど、地方創生に資する取組に活用してきた。今後は計4億円を目指す。



ARTISTS' FAIR KYOTO 2022の展示
撮影者：高橋真樹

積極財政で需要創出を

国債は「金」と同じく財産なんです!!

今年2月の府議会で2度目の代表質問に立ちました。その中で、要望という形で訴えさせていただきましたが、やはり今、最も必要なのは経済再生だと思っています。バブル経済崩壊後30年余年、我が国が苦しんできたのは需要不足であり、それを助長してきたのが緊縮予算です。国においては国債発行が増えますが、実はこの国債は「金」と同じで、価値があるものと思われれば財産になります。そのためには国も京都府力も合わせ、力の源泉を維持していくために必要なことには適切に資金調達をして、需要を創出していくべきです。まずは官が先頭に立って需要を創出し、民間事業者への資金提出によって資金上昇を導き出し、生活を豊かにしていかなければなりません。



Youtube



青木の質問、答弁のすべての内容はyoutubeでもご覧いただけます。

ちよこっつ お役立ち情報

今秋から開始! 子ども医療費 自己負担額の上限引き下げへ

令和5(2023)年秋から、通院の自己負担上限額200円の対象(0~2歳)が小学校卒業までに拡大されます。中学生のほか3歳から小学6年までは、1医療機関あたり1カ月の負担上限が1,500円でしたが、200円に引き下げられ、医療費負担の軽減が実現します。詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 医療保険政策課 あんしん医療推進係
075-414-4576

	0~2歳	3~6歳	小学生	中学生
通院	1医療機関200円/月	1,500円/月	1,500円/月(※2)	
↓ 2023年秋から変わります!				
通院	0~2歳	3~6歳	小学生	中学生
	1医療機関200円/月(※1)		1,500円/月(※2)	

※1 給付に併し、医療費の払戻しによる手続きが不要になります。※2 複数の医療機関等を受診し、自己負担額の合計が1,500円を超えた場合は、超過した額を申請により戻し受けます。



最新情報を配信中! //

お友だち登録お願いします

右記のQRコードを読み取って「友だち」追加していただくとう青木よしてる公式アカウントからの情報を受け取ることができます。



京都府総合計画改定で京都が変わる!

新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢の大きな変化に伴い、府政運営の指針となる「総合計画」が1年前倒して改定されました。2040年に実現したい京都府の将来像「将来構想」、8つのビジョンと基礎整備「基本計画」、そして「地域振興計画」

の3本柱を軸に、4月より「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく「あたたかい京都づくり」が進められます。

計画期間（基本計画・地域振興計画）
令和5年(2023)4月~令和9(2027)年3月

例えば基本計画ではこんな到達目標が設定されています。

安心

2016年から2026年までに
健康寿命を1.25歳延伸
(2016年は男性71.85歳、女性73.97歳)

2021年度から2023年度の3カ年で
介護人材を新たに7,500人確保
(2021年度は2,685人)

温もり

住んでいる地域が、子供が育つのに良い環境だと思う人の割合
90%に上昇させて維持
(2022年度は80.6%)

子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言を行った企業数(累計)
3,000社に増加
(2022年4月1日現在:1,642社)

ゆめ実現

文化・芸術に関わりを持つ(鑑賞・体験含む)人の割合
90%に上昇
(2021年度は62%)

住んでいる地域の観光資源が活用されていると思う人の割合
63%に上昇
(2022年度は48.5%)



詳しくはWebサイトをご覧ください。

京都府総合計画



三条通(西高瀬川)の歩道拡幅整備

JR二条駅近くの西高瀬川護岸にH鋼を架けた歩道拡幅整備が府市協働で進んでいます。地元からの要望により、交通に支障があった三条通(二条西~七本松、164m)の歩道が張出工法で拡幅され、完成後は川の涼も感じることができそうです。

(担当:建設交通部)

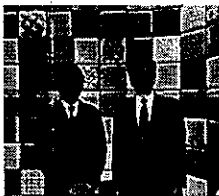


伝統工芸の魅力を発信する「京都アンブリチュード」

堀川御池近くにある「京都アンブリチュード」は京都中央信用金庫が出資する地域商社で、モダンなデザインの西陣織や清水焼、唐紙などの伝統工芸品を国内外の設計事務所や建築会社へ紹介、販売しています。伝統を保存継承してくるえでも新しい試みです。ぜひ訪れてみてください。

(担当:商工労働課)

京都アンブリチュード



地域活動

『きょうと子育てピアサポートセンター』訪問

京都テルサ(京都市南区)内の「きょうと子育てピアサポートセンター」を訪問し、足立敏和センター長から事業内容などを伺いました。妊娠や子育て、育児と介護の両立への悩みなど、様々な相談にワンストップで対応できるスタッフが積極的に取り組んでおられます。

(担当:健康福祉部)

きょうと子育てピアサポートセンター



4月から『さんてら番屋』として再出発

三条寺町交番が富小路交番として新設移転したことを受けて、その跡地に地域からの強い要望で「警察官立寄所(呼称:さんてら番屋)」が新設されました。このような立ち寄り所が設置されるのは府内初で、繁華街地域の安全安心が高まります。

(担当:警察本部)



今、輝いているヒト!

今、青木が目にする人、応援している人を紹介いたします。



旅館こうろ

北原 茂樹さん

未来を切り開く!

新しい資本主義をつくるという青木さんの考え方に強く共鳴しました。私と榎田よしひろさんの強いつながりの中で後を引き継がれた青木さんを応援する事を決断しました。誠実な対応、人間としてのやさしさを持った方だと初めてお会い、話をした時に強く感じました。

若い世代の人達にとって、この30年間は、つらい時代だったと思います。これからの未来は、明るくて皆が支えあう時代になればなりません。お年寄りや若者が夢を持てる社会をつくる為に青木さんをしっかりと応援しましょう!

昭和24年「錦葉」という屋号で創業。昭和56年に「旅館こうろ」と改称し、北原氏が2代目をつとめます。同館の主力は宿泊、そしておいしい懐石料理。その他、冷凍食品や洋菓子販売等もしています。国内外のお客様に愛されるRYOKANを目指し、日々進んでいます。

旅館 こうろ 〒604-8117 京都府京都市中京区御町通六角北東角 TEL 075-221-7807



今号の1枚



令和4年11月「北社会」10頁目にて

「文化庁が京都にやってくる!」個人的には文化に疎遠な人生を送ってまいりましたが、憲政始まって以来の重大事に「何かできることがないか」と一念発起し、「書」を買い始めました。幸いなことにお近くに旧知の竹内勢要先生がお住まいでしたので門下生に加えていただきました。叱咤激励のお陰でようやく一門展に出品することができました。「絶学無葷」を心に刻み、あらためて多様な文化を学べる京都に感謝、感謝。

お気軽にご連絡ください

編集・発行/青木よしてる事務所

Web <https://www.yoshiteru.kyoto>

Tel: 075-213-3000 Fax: 075-213-4000

E-Mail info@yoshiteru.kyoto

事務所再移転のお知らせ

※電話番号は変更ありません。

4月13日までの住所:京都市中京区堀川通姉小路上る三坊堀川町61-3

4月14日からの新住所:京都市中京区丸太町通上る二条殿町54B

NTビル702



最新情報を配信しています。



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	1
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	郵便代金 政務活動報告書 @73×1124通		
支払金額	82,052円	按分率	95% 計上額 77,949円
按分率の考え方	紙面掲載割合により按分		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収書

青木義照 様

[別納引受]	
区内特別基(定)	19.5g
@73	1,124通 ¥82,052
小計	¥82,052
郵便物引受合計通数	1,124通
課税計(10%)	¥82,052
(内消費税等)	¥7,459
非課税計	¥0
合計	¥82,052
お預り金額	¥90,000
おつり	¥7,948

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 4月24日 14:48
発行No. 230424A5195 端N57箱44
連絡先: 中京郵便局
TEL: 0570-943-903

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	2		
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	郵便代金 政務活動報告書 @84×207通				
支払金額	18,328円	按分率	95%	計上額	17,411円
按分率の考え方	紙面掲載割合により按分				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収書

青木 義照 様

[別納引受]	
第一種定形 @84	207通 19.5g ¥17,388
小計	¥17,388
第一種定形 @94	10通 34.0g ¥940
小計	¥940
郵便物引受合計通数	217通
課税計(10%)	¥18,328
(内消費税等)	¥1,666
非課税計	¥0
合計	¥18,328
お預り金額	¥20,328
おつり	¥2,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2023年 4月25日 12:43
 発行No. 230425A8482 端N90箱01
 連絡先: 京都御池柳馬場郵便局
 TEL: 075-221-9893

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	3		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	購読料金 日経新聞 4月分				
支 払 金 額	5,900円	按分率	100%	計 上 額	5,900円
按分率の考え方					
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

カードご利用代金明細書
5年 4月分

604-0952
京都府京都市中京区依屋町 187

青木 義照様 *

ご利用ありがとうございます。当月のご請求額は下記の通りです。口座振替の方は下記ご指定口座より自動振替させていただきますので、前金融機関変更前までにご請求額をご用意ください。なお、ご入金の滞りには弊社事務処理の都合上、弊社所定の日数が必要となり、この期間にご利用が制限される場合がありますのでご了承願います。

ご利用額 (振替額)	73,278円	お支払日	5年 5月 8日
お支払口座	金融機関名	[REDACTED]	
	支店名	[REDACTED]	
	口座種別	口座番号	[REDACTED]
	口座名義人	青木 義照	



ご利用明細 【新規サイン】・印マークは当月ご利用分 S:ショッピング C:キャッシング 【単位:円】

月	日	ご利用内	金額	残高	返済	返済残高	返済日
---	---	------	----	----	----	------	-----

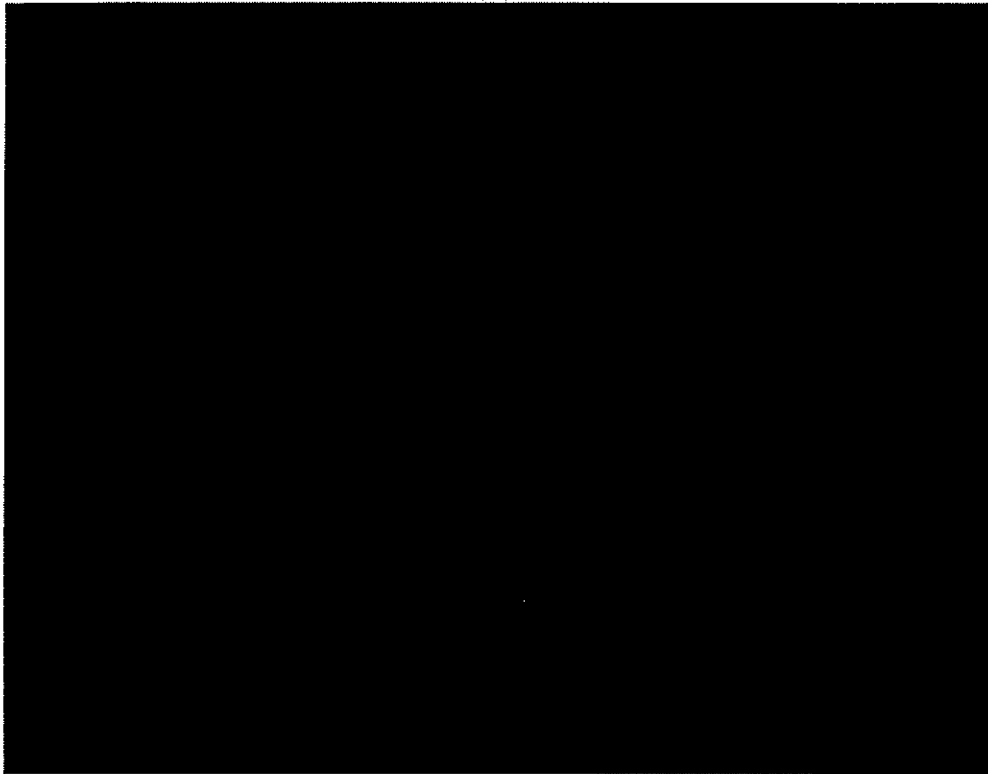


5	4	1	三友百貨店	100.00	0	100.00	100.00
5	4	1	三友百貨店	490.00	0	490.00	490.00

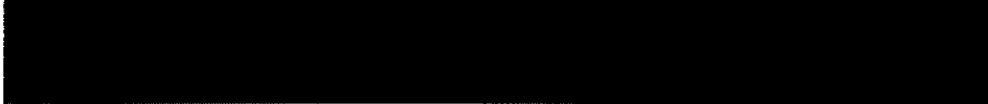




年月日 時間 場所 内容 金額 備考



05.05.08 0 SMFS(セブトラム) ¥73,278 ¥183,344 023



記帳簿

平成 年 月 日 金分簿



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	4
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	購読料金 聖教新聞 4月分		
支 払 金 額	1,934円	按分率	100% 計上額 1,934円
按分率の考え方			
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

新聞購読料 口座振替領収証
 青木よしてる事務所 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を口座振替により領収いたしました。
 2023年4月分 振替日 4月27日

領収金額	¥1,934
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
 (8%対象 1,934)

販売店 小川 裕義
 住 所 京都市下京区西七条南月読町6-7
 TEL 075-325-1365 FAX 075-325-1366

お申込№ 36067-13874(102)





第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	5
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>送料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	購読料金 京都新聞 4月分		
支 払 金 額	4,400円	按分率	100% 計上額 4,400円
按分率の考え方			
備 考			

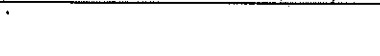
(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2023年04月分  領 収 証 No. 

青木 義照 様

銘 柄	部	金 額
京都新聞セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 5年4月30日



毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)



京都新聞販売(株) 御所南販売所
〒604-0874
中京区竹屋町通烏丸東入る清水町385-2
TEL: 075-606-5205 FAX: 075-253-2580



① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地	住所：京都市中京区堀川通姉小路上の三坊堀河町61番地3 電話：075-213-3000 延べ床面積 67.15 m ²		
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 株式会社吉岡甚商店 代表取締役 吉岡信昌） 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地： ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input type="checkbox"/> 全体使用時間 日・欄 (X) 内、政務活動使用時間 日・欄 (Y) (Y) / (X) = / <input checked="" type="checkbox"/> その他（政党支部の活動時間は全体の10%未満 ） <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合	
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input type="checkbox"/> 全体活動業務時間 日・欄 (X) 内、政務活動業務時間 日・欄 (Y) (Y) / (X) = / <input checked="" type="checkbox"/> その他（政党支部の活動時間は全体の10%未満 ） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合	
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：政党支部の活動時間は全体の10%未満)		
⑧ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：)		
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：政党支部の活動時間は全体の10%未満)		

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：政党支部関連の連絡以外ほとんど無、ただし、携帯電話は政治団体と共有の為5/10)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 5/10 (按分率の考え方：事務委託費は後援会名簿と共有の為)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 9/10 (按分率の考え方： 職員従事状況記録より) <hr/> <p style="text-align: center;">計 1 人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table> }	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

【参考】 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町546番地 N・T都ビル702 電話：075-213-3000 延べ床面積 41.1㎡（内約1/2）			
③ 他用途との兼用		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 株式会社吉岡甚商店 代表取締役 吉岡信昌） 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係：） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地：） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係：） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係：） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 ㎡ (X) 内、政務活動使用面積 ㎡ (Y) <input type="checkbox"/> 全体使用時間 日・時間 (X) 内、政務活動使用時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = \quad /$ <input checked="" type="checkbox"/> その他（政党支部の活動時間は全体の10%未満） <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input type="checkbox"/> 全体活動業務時間 日・時間 (X) 内、政務活動業務時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = \quad /$ <input checked="" type="checkbox"/> その他（政党支部の活動時間は全体の10%未満） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方：政党支部の活動時間は全体の10%未満）			
⑧ 駐車場代の計上		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方：）			
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方：政党支部の活動時間は全体の10%未満）			

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：政党支部関連の連絡以外ほとんど無、ただし、携帯電話は政治団体と共有の為5/10)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 5/10 (按分率の考え方：事務委託費は後援会名簿と共有の為)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 9/10 (按分率の考え方： 職員従事状況記録より) <hr/> <p style="text-align: center;">計 1 人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table> }	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

建物賃貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 令和 4年11月 日

契約始期 令和 4年11月14日

契約終期 令和 5年 4月13日

貸主 株式会社 吉岡甚商店

借主 青木義照

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社吉岡甚商店 (以下「甲」という。)と借主 青木義照 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	三坊堀川貸店舗		
	所 在 地	(住居表示)京都市中京区堀川通姉小路 上る三坊堀川町6 1番地3		
		(登記簿)	同上	
	構 造	木造瓦葺2階建		
	種 類	店舗(事務所)	新築年月	不詳
面 積	1階約37.53㎡、2階約29.62㎡	延床面積	約67.15㎡	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 4年11月14日 から 令和 5年 4月13日まで (5ヶ月間)	
目的物件の引渡し時期	令和 4年11月14日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額300,000円(消費税込)	火災保険	加入要後コピー提出
礼 金	300,000円(消費税込)	敷 金	300,000円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	ANK F-109 GSS	
	本 数	2本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の支払方法	☑振 込	振 込 先: 京都銀行 三条支店(121) 口座番号: 当座預金 105232 口座名義人: (カ) ヨシオカジンショウテン 株式会社吉岡甚商店 振込手数料: 借主負担	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 青木義照
	(自宅) [REDACTED]
	(勤務先) TEL 075-213-3000 (職業: 府議会議員)
	(携帯) [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社吉岡甚商店
	住所 京都市中京区油小路通御池下る式阿弥町135番地の5

管理業者	商号又は名称 京都地域開発
所在地	京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町245-1 藤和シティスクエア烏丸丸太町9階901号 TEL075(231)0770

「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
---	--------------

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
----------------------	------------------------------

管理担当者	氏名 柄岡雅二郎 (賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	--

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
		極度額	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

貸主と借主が条件を含め合意した場合に限り、更新を認める。

頭書(9) 特約事項

1. 本件建物は、選挙事務所として期限付きの建物質貸借契約となります。
2. 本物件の建物質借契約終了時には、原状回復及びハウスクリーニングを乙は行うこととする。
3. 乙は、本件建物契約に伴い火災保険に加入し、火災保険加入書のコピーを京都地域開発に提出するものとする。
4. 本件建物は建築時期不詳の為、建物耐震診断は行っていないことを甲より聴聞していることを乙は、承諾するものとする。
5. 本件建物は現状有姿での引き渡しとなっており、乙が選挙事務所として建物内部をリフォームする際には、甲の承諾を得て行うこととする。
6. 本件設備の内、給湯器が設置してあるが現在水道が閉栓の為、電気系統の表示には問題がないが、水道の開栓を行わないと明確にはわからないことを乙は承諾し、仮に利用出来ない場合も乙は承諾するものとする。
7. 第8条2項の規程に関わらず、選挙看板等の設置を認める。しかし、退去時に原状回復することとする。
8. 第8条4項の規程に関わらず、承諾料は不要とする。
9. 第8条7項三の規程に関わらず、選挙活動に伴う騒音等について貸主は容認する。
10. 第4条、第6条(B)については、該当しないため全文抹消とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年11月 日

甲・貸主	氏名 株式会社 吉岡甚商店	TEL 075 (221) 4544
	住所 京都市中京区油小路通御池下る式阿弥町135番地の5	
乙・借主	氏名 青木義照	TEL 075 (213) 3000
	住所 京都市中京区富小路通二条下る依屋町187	
丙・ 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額 1,500,000円	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
宅地建物取引士	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に定める月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に定める月数相当分の賃料を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

- ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する
- ア 乙の財産及び収支の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

定期建物賃貸借契約書

契約締結日 令和5年 4 月 10 日

契約始期 令和5年 4 月 12 日

貸主 株式会社 孝心 様

借主 青木義照 様

株式会社 萬誠社

代理人 京都府宅地建物取引業協会

定期建物賃貸借契約書（事業用）

貸主 株式会社 孝心（以下「甲」という。）と借主 青木 義照（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	N・T 都ビル 702号の内約1/2		区画番号 ()	
	所 在 地	(住居表示) 京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町546番地			
		(登記簿)	同上	家屋番号: 546番	建物番号:
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・その他 (陸屋根) / (9)階建/全()戸			
	種 類	事務所	新築年月	昭和61年11月	
土地面積		賃貸面積	41.1㎡の内約1/2		
賃 貸 方 法	定期賃貸借				
附 属 施 設	現状有姿				

頭書(2) 事業内容

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年4月12日 から 令和7年3月11日まで (1年11ヶ月間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (消費税込み)	管理費	月額 () 円	火災保険料	()
敷 金			円	附属施設料 (駐車場)	()
札 金	返還されない一時金	保証金 償 却			
その他の条件		借家人賠償保険は必ず加入すること (本契約存続中は継続して加入の事)。			
貸与する鍵	鍵No.				

	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで 振込料は乙の負担とします		
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	福邦銀行 京都支店 普通預金 5118308 名義 株式会社孝心		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 青木 義照
	(自 宅) TEL [REDACTED]
	(勤め先) TEL 075(213)3000 (会社名・部署名) 府議会議員
	(携 帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 株式会社 孝心
	住所 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町546

管 理 業 者	商号又は名称 株式会社 萬誠社
所 在 地	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町546番地 TEL 075(222)0408
賃貸不動産管理業協会会員番号	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載すること。
管理担当者	氏名 [REDACTED] 賃貸不動産管理士登録番号 () ※賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載。

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

頭書(7) 再契約に関する事項

甲に再契約の意思がある場合に限り、契約期間満了の1カ年前から6カ月前までに双方が協議して条件等を決定することとする。

頭書(8)

- ①本物
- ②第4
- ③本物
- ④第1
- ⑤本物
- ⑥賃料
- ⑦解約
- ⑧乙は
- ⑨本物
- ⑩本文
- ⑪乙は
- ⑫契約
- ⑬甲が
- ⑭契約
- ⑮電気

頭書(8) 特約事項

- ①本物件は甲の利用室の一部を賃借するので、互いに協調性を持って、本件の利用をすること。特に、共用部分については、管理会社の指示に従うものとする。このことは、契約者様のみならず、社員・来訪者にも徹底することとする。
- ②第4条(共益費)については、賃料に含むものとするが、警備キーの複製やゴミ等の大量搬出等については、別途乙が負担する。
- ③本物件は現状有姿にて引き渡す事とする。造作・設備の改修入替については、一切乙の負担とする。尚、詳細については、入居前に双方が書面による取り決め事項を取り交わす。
- ④第11条(期間中の修繕)について本物件は、中古建物であり、新築建物とは異なります。雨漏れを除く、床の軋み、建具の不具合、配管関係等設備や備品についての性能劣化等について、乙は許容するものとする。
- ⑤本物件専有部分の引き渡し後の改装・変更等について乙は、その都度甲に報告、承諾を得、自己の負担に於いて実施するものとする。尚、乙の実施した改装・改築・設備変更・用途変更・消防及び京都市への届け等については、甲並びに仲介業者は責任を負わない。
- ⑥賃料に賦課される消費税は、乙の負担とし、税額が変更された場合は、その税率に従い変更されるものとする。
- ⑦解約通知日より明渡し日迄の間に、新たな入居希望者が、賃貸借物件内部の確認等の下見を希望したときは、乙は快く応じなければならない。
- ⑧乙は、火事に対する十分な配慮をするものとし、甲は乙の借家人賠償保険への加入更新を義務付けるものとする。本条項に乙が反した場合、甲は即時無条件で本契約を解除できるものとする。
- ⑨本物件の出店及び工事・営業等については、乙の責任により近隣等の承諾を得るものとし、甲並びに管理会社はこれに関与しないものとする。また、近隣とのトラブルについては、甲・管理会社とも介入できないため、乙にて対応するものとしす。
- ⑩本文第12条の規定にかかわらず、乙が営業目的に反し、危険ドラッグ(薬事法第2条第14項に規定する指定薬物を含むもの)の販売の用に供したときは、甲は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。
- ⑪乙は、本契約に関わる事項について建物管理者株式会社萬誠社が、甲の代理行為を実施することを認め、建物管理に協力するものとする。
- ⑫契約書及び・同意書については、十分にご確認の上、契約をお願いします。本書を含むこれらの書類の不読・不知を事由に消費者保護法等による如何なる請求も将来にわたり行うことができない旨を、ご承諾頂いて契約締結をお願いします
- ⑬甲が宅建免許更新等を行う際には、乙は室内撮影等に協力する。
- ⑭契約開始日までに電話回線工事が完了できない事が予想されるため、当面の間、甲の所有物である Wi-Fi 設備と回線を乙は無料で利用できる事とする。ただし、乙は回線工事の早期完了について努力しなければならない。回線工事が完了次第、乙は甲に報告し、甲の Wi-Fi 回線の利用を止め、自前の Wi-Fi 回線の利用に切替えなければならない。
- ⑮電気代は管理会社より請求します。

以上

本

合に記載。

等を決定す

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月25日

甲・貸主	氏名	株式会社 孝心 代表取締役 永井 孝	TEL	075-251-0580
	住所	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町546		
乙・借主	氏名	青木 義照	TEL	075-213-3000
	住所	京都市中京区富小路通二条下る俵屋町187		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
保証機関				

宅地建物取引業者	A		B	
	商号又は名称	株式会社 萬誠社	商号又は名称	
代表者の氏名	代表取締役 永井 剛	代表者の氏名		
主たる事務所	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町546番地	主たる事務所		
所在地・TEL	075(222)0408	所在地・TEL		
免許証番号	京都府知事(12)第5535号	免許証番号		
免許年月日	令和4年4月29日	免許年月日		
せつめいをする宅地建物取引主任者	氏名	永井 剛	氏名	
	登録番号	滋賀県知事 第4386号	登録番号	
	業務に従事する事務所所在地	同上	業務に従事する事務所所在地	
	TEL		TEL	

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

第1件 定

第2件

2

3

4

第3件

2

一

二

三

3

第4件

とい

2

る。

3

第5件

2

第6件

3

3

2

2

3

3

4

前

コ

る。

3月25日

180

100

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める定期賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヵ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヵ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料（消費税は別途乙の負担）を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合。
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合。
- 3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金及び町内会費等を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。尚、敷金は無利子とし、物件明渡しの際、乙が一切の債務を清算した後に解約日より2ヶ月以内に返還するものとする。但し、返還金の振込み料は、乙の負担とする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 乙が、家賃等の支払を遅滞した場合、又は損害賠償その他本契約に基づく乙の甲に対する金銭債務が生じた場合は、甲は乙に対して何等の催告なしに第1項の敷金の全部又は一部をその弁済に充当することができる。
- 4 前項の場合、乙は甲より充当の通知を受けた日から1週間以内に第1項の金額に達するまで敷金を補充しなければならない。尚、これが行なわれない場合、甲は直ちに本契約を解除できる。

5 乙は、本物件の明渡しがあったとき、賃料の滞納その他の本契約から生じるその債務の不履行が存在し、それが~~敷金をするを超える場合には当該債務を、速やかに甲に支払わなければならない。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、次の行為をしてはならない。

- 1 賃借権・賃貸借契約にかかる権利の全部又は一部を、他に譲渡・転貸又は担保に供すること。
- 2 方法の如何を問わず、乙の名義をもって他の者に本物件内を使用せしめること。
- 3 本物件を増改築・模様替え・構造変更等を行うこと。
- 4 本物件の用途の変更。
- 5 鉄砲・刀剣類又は爆発性・発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 6 甲が指定する場所以外への、車両(自動車・自転車・バイク等)の搬入、格納、放置。
- 7 早朝、深夜の静寂を破る行為。(特に、マージャン、カラオケ、楽器演奏、大音量でのテレビ、音響機器の聴取等の騒音となる行為など。)
- 8 公序良俗に反する行為および風紀を乱す行為。(覗き見、姦行、無断他室侵入、集会、喧嘩など)
- 9 刑法ならびに各刑罰法規に抵触するような行為。(賭博、競馬等のノミ行為、売春、麻薬、覚醒剤等禁制品の使用・密造・密売など)
- 10 電気、ガス、水道等の既設容量を変更するような機器、騒音、電波障害となる機器あるいは上下水道等に支障を来たす器具や機械の設置もしくは使用。
 - 1 1 本物件に看板の設置、ポスター類の広告物等を掲示するなど、本来の目的外的使用。
 - 1 2 台所やトイレでの配水管のつまり、腐食や故障の原因となる物の放流。(薬品、石油、熱湯、残飯、生理用品類などの放流。)
 - 1 3 石油ストーブ(石油ファンヒーターを含む)の使用。(結露の発生、火災原因となるため禁止する。)
 - 1 4 近隣、町内の秩序を乱す行為、不潔となる行為あるいは共同の利益に反する行為および迷惑となる行為。(ゴミ、タバコのポイ捨てや落書きなど)
 - 1 5 動物を飼育すること。
 - 1 6 その他、本物件ならびに建物、施設等の維持管理に重大な影響を与える恐れのある行為。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止及び騒音防止・防臭に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契
設
す

(原
第10条
は
そ
2 前

(契約
第11条
2 本
こ
3 本
害

4 前
修
の
5 乙
行

一
二
三
四
五
六
七

(契
第12条

一 申
二 秀
三 甲
四 差
と
五 解
六 成
め

七 乙
八 暴
九 乙
十 甲
十 近
二 乙

し、それが

- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛に入居に必要な本物件の鍵を貸与する。尚、甲は乙が乙の負担により、新たに鍵を設置(交換)することを承諾する。但し、新たに設置(交換)した鍵については、必ず甲にその1本を預けるものとする。

(原状の変更)

規定する暴力的勢力」と

- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ十分な期間を設けて申請をし、甲の書面による承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

いう。)が反

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 本物件専有部分に関する修理費(大規模修繕を含む)及び消耗品の交換等は一切賃借人の負担とする。

- 2 本物件を含む建物について甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙がこれを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、本項第一号から第七号に掲げる修繕は、甲への通知及び甲の承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- 一 畳の取替え、裏返し
- 二 障子紙の張替え、ふすま紙の張替え
- 三 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 四 給水栓、排水栓の取替え
- 五 蛇口のパッキン、コマの取替え
- 六 風呂場等のゴム栓、鎖の取替え
- 七 その他費用が軽微な修繕

機器の聴取

禁制品の使

(契約の解除)

下水道等に支

第12条 乙が次の各号に該当するときは、甲は催告によらないで、本契約を解除することができる。

賃飯、生理用

する。)

る行為。(ゴ

- 一 申込に虚偽の事実があったとき、又は不正によって本物件に入居したとき。
- 二 家賃・その他の費用を2ヵ月以上納付しないとき。
- 三 甲の承諾なくして、第8条の各号に該当する行為を行ったとき。
- 四 差押えおよび仮差押え、競売、破損の申立てを受け、または破産、民事再生手続、会社再生の申立てをなしたとき。
- 五 解散、廃業、支払停止をなし、または任意整理を発表したとき。
- 六 成年被後見人もしくは被保佐人の宣告、懲役または禁固の刑の確定等があり、甲が本契約の継続を不適当と認めたととき。
- 七 乙及び同居人又はその関係者が暴力団関係者と判明したとき。
- 八 暴力団組織の表示又は事務所として使用したとき。又は、これらの者が本物件に出入りするようになったとき。
- 九 乙および乙の同居人が、前項に掲げる者の事務所や宿泊所等の表示または使用したとき。
- 十 甲の書面による承諾が得られないまま、本物件の一部を改造もしくは模様替えに着手したとき。
- 十一 近隣、町内の生活に著しい妨害を与えたとき、あるいは著しく信用を失墜する事実があったとき。
- 十二 その他、本契約および諸規約の各条項に違反したとき。

合その事項を

- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき。
 - 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日を含む翌月から6ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、即時、本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみで甲は乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第15条 乙は、本契約が終了する日までに、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、乙が通知した明渡し日が決まっている場合はその日までに、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。この場合において、乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかつたとき、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申し立てない。
- 4 乙が本物件の明渡しを行わない場合、又は遅滞した場合は、乙は第1項前段の期日の翌日から明渡し完了までの賃料相当額の2倍に相当する損害金及び電気・ガス・水道・電話料金等の諸費用相当額を甲に支払い、かつこれにより甲が被った損害がある場合これを賠償しなければならない。
- 5 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 6 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 7 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内の動産を全て撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡すものとする。
- 8 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとし、甲の判断により乙の造作等は無償譲渡する可能性も残すものとする。
- 9 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第16条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙
3 本
確
る
4 甲
諾
は

(通
第17条
れ

1 乙
2 乙
備
3 乙
4 本
が

(延
第18条
翌
払
が

(乙
第19条
一

二
三
ア

イ
ウ
四

五

六

(再

第20条
2 再

あると

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約解除合意の成立後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(通知義務)

即時、

第 17 条 乙または連帯保証人（以下「丙」という。）は、下記の事由が生じたときは、直ちにこれを甲に通知しなければならない。

き事由
、賃料
るとき

- 1 乙および乙の居住者全員が、2週間以上継続して本物件を留守にするとき。
- 2 乙または連帯保証人の住所、電話番号、勤務先など本契約書の記載事項に変更があったとき。（緊急時等の連絡に備え、必ず連絡がつくようにすること。）
- 3 乙が死亡もしくは不在者となった場合、あるいは連帯保証人に、第 19 条第 4 項に定める事情が生じたとき。
- 4 本物件の破損等またはその恐れがあるとき。（この場合、乙の通知が遅れたことによる被害の拡大については、乙が損害を賠償しなければならない。）

賃借し

(延滞損害金)

が通知
て、乙
書面に

第 18 条 乙が賃料、共益費等の全部または一部の支払いを怠ったときは、乙は遅延した額に対して、支払い期日の翌日から支払日までの日数について、年 14.60%の割合を乗じて計算した金額の遅延損害金を加算して、甲に支払わなければならない。ただし、遅延の事由が乙の不可抗力によるものと甲が認めたときは、甲は減免することができる。

(乙の債務の担保)

遅滞な
し、乙

第 19 条 本契約においては、乙の債務に対する担保は次の各号の定めによるものとする。

までの
つこれ

- 一 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合も、同様とする。
- 二 前号の丙の負担は、特約条項に記載する極度額を限度とする。
- 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る。

い事情
処分に

- イ 丙が破産開始手続開始の決定を受けたとき
- ウ 乙又は丙が死亡したとき

汚損、

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第 17 条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

より乙

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

明渡し

六 丙の請求があったときは、甲は丙に対し、遅滞なく賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書（3）記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(再契約)

め乙の

第 20 条 甲は、再契約の意向があるときは、第 2 条第 3 項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合には、第 15 条の規定は適用しない。但し、本契約における原状回復の債務の履行については、

再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、保証金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条に規定するところによる。

(免責)

第21条 甲は、下記の損害についてはその責任を負わない。

- 一 天災地変・地震・火災・風水害の災害並びに不可抗力に起因するもの。
- 二 盗難、その他第三者の不法行為に起因するもの。
- 三 戦争・暴動・労働争議または示威運動に起因するもの。
- 四 甲の設備及び建物の事故で乙の不注意または不可抗力によるもの。
- 五 乙が第11条第3項に定めた通知を怠った為に生じた損害。
- 六 甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた乙の損害。

(契約の消滅)

第22条 天災・地変・老朽化その他甲の責に帰さない事由により、建物の全部または一部が滅失または毀損し、賃貸借の履行をすることが不可能となった時は、本契約が消滅するものとし、これによって被った乙の損害(乙がなしたる造作も含む)については、甲は何らの責を負わず、乙は名目の如何を問わず甲に対して金銭その他の請求をしないものとする。

(造作買取請求権)

第23条 乙は、本物件明渡しに際し、その事由・名目の如何にかかわらず諸造作及び設備について支出した必要費・有益費の償還請求または移転料・立退料・権利金・保証金等一切の請求をすることはできない。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

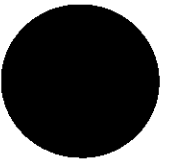
(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第26条 特約事項については、頭書(8)記載のとおりとする。

以上



令和6年6月28日追記
青木義照

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	6		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費				
支払内容	事務所賃料 4月分 堀川事務所				
支払金額	130,000円	按分率	—	計上額	81,000円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り選挙利用期間(上記のとおり)				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

No 001939

領収書

登録商標 城白鳥

平成 5年 4月 14日

令和

青木 義照 様



¥ 130,000-

摘要	小切手・手形・現金	振込	2000
	事務所賃料		

上記の金額有難く拝受致しました 尚一層御愛顧をお願い申し上げます



株式会社 吉岡甚

京都市中京区油小路
電話(075)221-

H8. 50

4/1 ~ 4/13 (13日間) のうち
 選挙利用日数: 8日
 選挙利用面積: 50%
 ◎ 選挙利用金額
 $130000 \times \frac{8}{13} \times 0.5 = 40000$
 ◎ 計上額
 $(130000 - 40000) \times 0.9 = 81000$

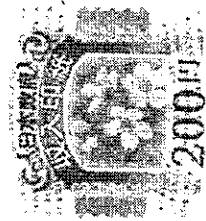
第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	7
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費		
支 払 内 容	事務所賃料 4月分 烏丸事務所		
支 払 金 額	63,333円	按分率	90% 計上額 56,999円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り		
備 考			
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>			

収入印紙

領収印鑑



(1ヶ月) ¥ 100,000

自 5年 4月 12日
至 年 月 日

この領収証は二年間使用し金銭
受授の証明となるものです。大
切に保管してください。

2023年 4月分 ¥ 63,333
5/12
5年 4月 12日

受取りました。

2023年 5月分

5年 4月 12日
受取りました。

年 月分

年 月 日
受取りました。 (印)

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	8
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費		
支 払 内 容	事務所賃料 5月分 烏丸事務所		
支 払 金 額	100,000円	按分率	90% 計 上 額 90,000円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り		
備 考			
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>			

収入印紙

領収印鑑



(1ヶ月) 円 100,000

自 5年 4月 12日
至 年 月 日

この領收証は二年間使用し金銭
受授の証明となるものです。大
切に保管してください。

2023年 4月分 円 63,333

4/12

5年 4月 12日

受取りました。

2023年 5月分

5年 4月 12日

受取りました。

年 月分

年 月 日

受取りました。

印

令和6年6月28日修正 追記
青木義照

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	9
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費		
支 払 内 容	水道料金 1期分 堀川事務所 4971		
支 払 金 額	7,546円	按分率	計上額 791円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り選挙利用期間(下記のとおり)		
備 考	支払日 2023.04.20		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

水道料金 納入通知兼領収書 (公)
下水道使用料



(103)

青木 義照 様納

令和 5年 4月 28日

御使用水量

年度	期	前計月	戸数	平均	用途
5	1	4	1	40	00
平均使用水量 (m ³)	3		3		

請求額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

水道料金	6,116円
下水道使用料	1,430円
計	7,546円

この料金は次の場所で使用されたものです。

中京区 堀川通 姉小路上る 三坊 堀川町
61-3

青木 義照 様

領収日付印
収入印紙不貼
上記金額を領収しました。

収納代行会社
株式会社電算システム



京都市公営企業管理者上下水道局長
担当営業所 TEL
北部営業所 075-722-7700
(お客さま控)

3/7~4/13(56日間)の55
 ・選挙利用日数:30日
 ・選挙利用面積:50%
 ◎選挙利用金額
 $7546 \times \frac{30}{56} \times 0.5 = 2022$
 ◎計上額
 $(7546 - 2022) \times 0.9 = 4971$

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	10
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費		
支払内容	電気料金 3月分 堀川事務所		
支払金額	13,335円	按分率	計上額 10501
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り(選挙利用期間は下記のとおり)		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

電気料金振込受領証

5年 3月分	金額	113,335
お振込人	青木 義照 様	ご使用期間 2月17日から 3月16日まで
お支払先	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-212	消費税率 相当額 (消費税)
契約	契約 kVA又はkW	力率 %
31	ご使用量 (kWh)	電気料金内訳 円
	542	-
燃料費調整額(再掲)	-2,579.86円	
再エネ促進賦課金(再掲)	1,869円	

ご使用場所
京都市 中京区
三坊 堀川町
61-3

受付局(金融機関)日附印

京都料金センター
0800-777-8810
ご連絡の際は番号をよく
お確かめ下さい。

収入印紙不要

被振込人 関西電力株式会社(金融機関へお寄せ)

2/17 ~ 3/6 (28日間) のうち
選挙利用日数: 7日
選挙利用面積: 50%
◎ 選挙利用金額
 $13,335 \times \frac{7}{28} \times 0.5 = 1,667$
◎ 計上額
 $(13,335 - 1,667) \times 0.9 = 10,501$

令和6年6月28日修正追記
青木義照

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	11
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		
支払内容	電気料金 4月分 堀川事務所 3160		
支払金額	6,119円	按分率 $\frac{\quad}{\quad} =$	計上額 $\frac{\quad}{\quad} = 507円$
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り選挙利用期間は下記の通り		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

電気料金振込受領証(兼請求書) (赤)

お振込人	青木 義照 様		
年月分	ご請求金額	消費税等相当額(再掲)	
5-4	6,119円	556円	
ご使用期間	3月17日~4月12日		
契約種別	契約電圧	力率%	ご使用量 kWh
31			267
電気料金内訳	円		
基本料金	-		
電灯料金	-		
燃料費調整額	-1272.17円		
再生素便促進税	922円		
4月13日 廃止			
ご使用場所: 京都市中京区三坊堀川町61-3			
発行局(金融機関) 日附印			
お支払期限日	5月15日	金融機関取扱日	---月---日
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。			
京都料金センター	電話番号 0800-777-8810		
この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでお振込みできます。			
お振込人 関西電力		(お書きませ)	

$\frac{3}{17} \sim \frac{4}{12}$ (27日間) のうち
 選挙利用日数: 23日
 選挙利用面積: 50%
 ◎ 選挙利用金額
 $6119 \times \frac{23}{27} \times 0.5 = 2607$
 ◎ 計上額
 $(6119 - 2607) \times 0.9 = 3160$

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	12
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費		
支払内容	事務委託手数料 3月分		
支払金額	94,276円	按分率	50% 計上額 47,138円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り		
備 考			
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			

領収書

青木義照 様

発行日: 2023/04/25
領収書番号: 107-202304-0001

〒604-8266
京都府京都市中京区堀川通姉小路上る三坊堀川町
61-3

合計金額

94,276 円

小計	86,300円
消費税 (内訳)	7,976円
10%対象 KSDLサービス利用料(月払)	53,600円(消費税 5,360円)
8%対象 KSDLサービス利用料(月払)	32,700円(消費税 2,616円)

一般社団法人京都システムデザイン研究所

〒604-8812

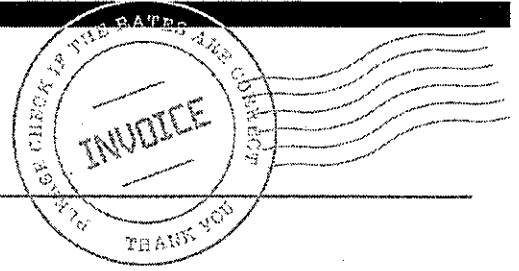
京都府京都市中京区壬生相合町80番地16

TEL: 075-746-4740



INVOICE

請求書



It has been a pleasure doing business with you.
Please find below your billing invoice.

請求日 2023/03/31

NO. 107-202303-0001

FOR 青木義照 様

〒604-8266

京都府京都市中京区堀川通姉小路 upper 三坊堀川町61-3

お支払い期限

2023/04/25

ご請求金額

¥

94,276

件名: KSDLサービス利用料(月払)

品目	単価	数量	単位	価格
定期ICT保守				
定期ICT保守(Fプラン)3月分 ※特別割引単価適用	5,300	10	時間	53,000
ネットワーク機器貸出サービス				
2023年4月支払分				
2019-00A(2023年5月) 映像通信機器	11,400	1	式	11,400
2019-00B(2023年5月) 複合機	21,300	1	式	21,300
2019-00C(2023年5月) 映像通信機器	600	1	式	600
カウンター料金				
2019-00B	0	1	式	0
(7/カラー@12×0/モノカラー@7×0/モノ加@1.5×0)				
			小計	86,300 円
			消費税	7,976 円
			合計	94,276 円
	内訳	10%対象		53,600 円
			消費税	5,360 円
		8%対象		32,700 円
			消費税	2,616 円

誠に恐れ入りますが振込手数料はご負担頂きますようお願いいたします。

京都中央信用金庫 三条支店 普通口座 1241466
口座名義 シヤ)キョウトシステムデザインケンキュウシヨ

一般社団法人京都システムデザイン研究所

〒604-8812

京都府京都市中京区壬生相合町80番地1
6

TEL: 075-746-4740

THANK YOU.

We look forward to serving you again.

令和6年6月28日追記

青木義照

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	13
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費		
支払内容	固定電話料金 4月分		
支払金額	7,737円	按分率	90% 上額 963円 4,491
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り選挙利用期間(下記のとおり)		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

3/1 ~ 3/31(31日間)のうち

選挙利用日数: 22日

選挙利用面積: 50%

① 選挙利用金額

$$7737 \times \frac{22}{31} \times 0.5 = 2746$$

② 訂上額

$$(7737 - 2746) \times 0.9 = 4491$$

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
██████████	2023年 5月ご請求分	2023年 5月31日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	16,716円	

お客様ご請求番号
(BILLING NUMBER) ██████████

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
齊木 よしてる事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年 5月18日発行)

2023年 4月ご請求分	(2023年 5月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,737円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	██████████
口座番号 ACCOUNT	██████████

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 15,396円
NTTファイナンス分ご請求額 1,320円
(合計) 16,716円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名: ██████████
口座番号: ██████████

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

M300B1391003 31312 31312 00 J

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX	
◇NTT西日本ご利用分	6,417	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト F 集利用料 光もももも割	3月 1日～ 3月31日 2023年05月～2023年07月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
		500	ひかり電話 (基本料)	3月 1日～ 3月31日 電話番号 は075-213-3000	合 算
		400	かんパニ デイネブレイ 使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		500	ボイスワープ使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		200	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		328	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
		192	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
		4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分	合 算
		583	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTT西日本分 (小計)	6,417	6,417	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分	1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計	7,737	7,737	合計		
			<NTTファイナンスからのお知らせ> ◎上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

参考様式

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す		
雇 用 期 間	2022 年 10 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日 まで	
就 業 場 所	京都市中京区夷川上ル亀屋町 344 K・Eビル 1F	
仕 事 内 容	政務活動に係る補助 及び 関係書類作成	
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	午前 9 時 00 分 から 午後 16 時 00 分 まで (休 憩 時 間 は 12 時 00 分 から 1 時 00 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、夏季休暇	
給 与 (賃 金)	時給 980 円	
給 与 支 払	毎月分を 25 日に支払	
給 与 振 込 先	現金支給	
上 記 契 約 期 間 満 了 を も っ て 本 契 約 を 解 消 す る。		
契 約 書 は 2 通 作 成 し、双 方 が 各 1 通 を 保 管 す る。		
2022 年 10 月 1 日		
雇 用 者	京都府議会議員 青 木 義 照	●
被 雇 用 者	■■■■■■■■■■	●

念 書

令和4年2月1日

給与支給に関する申入

雇用期間中は毎月の給与支払を現金にて支給して戴きますよう依頼するものです。

*雇用契約書の更新に関わらず、雇用期間中は自動更新にて有効とするものです。

申出者氏名



印

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	青木 義照	整理番号	14
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費(人件費)		
支 払 内 容	事務所職員給与 4月分 [REDACTED]		
支 払 金 額	87,220円	按分率	90% 計上額 78,498円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

受 取 書

令和 5 年 4 月 25 日

青木 義照 様

¥87,220 -

但 給与支給

上記正に受け取りいたしました。

氏名 [REDACTED]

2023年

月	日	曜	開始	終了	時間数	合計時間	備考
3	1	水	9:00	16:00	06:00	06:00	
	2	木				06:00	
	3	金	9:00	16:00	06:00	12:00	
	4	土				12:00	
	5	日			06:00	18:00	
	6	月	9:00	16:00	06:00	18:00	
	7	火				18:00	
	8	水				18:00	
	9	木	9:00	16:00	06:00	24:00	
	10	金	9:00	16:00	06:00	30:00	
	11	土	9:00	16:00	06:00	36:00	
	12	日			06:00	42:00	
	13	月	9:00	16:00	06:00	48:00	
	14	火				54:00	
	15	水	9:00	16:00	06:00	60:00	
	16	木	9:00	16:00	06:00	66:00	
	17	金	9:00	16:00	06:00	72:00	
	18	土				78:00	
	19	日			06:00	84:00	
	20	月				84:00	
	21	火				89:00	
	22	水	9:00	16:00	06:00	89:00	
	23	木				89:00	
	24	金	9:00	16:00	06:00	89:00	
	25	土	9:00	16:00	06:00	89:00	
	26	日			06:00	89:00	
	27	月	9:00	16:00	06:00	89:00	
	28	火				89:00	
	29	水	9:00	15:00	05:00	89:00	
	30	木				89:00	
	31	金				89:00	

時間計	89:00	×	¥980	¥87,220
交通費		×	¥460	

総合計	¥87,220
-----	---------

上記のとおり勤務したことを証明します。

青木 義照

職員従事状況記録簿

令和 5 年【2023年3月～2024年2月】

職員名: XXXXXXXXXX

議員名: 青木 義照

月	日	調査研究	研修	広報	広聴	表決陳情等	その他	従事時間	内容	政務活動外	従事時間	内容	備考
3	1							3:00	政務活動費収支報告書等作成、整理	<input checked="" type="checkbox"/>	3:00	名簿整理	
3	3							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	6							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	9							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	10							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	11							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	13							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	15							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	16							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	17							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	22							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	24							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	25							3:00	政務活動に係る経理事務	<input checked="" type="checkbox"/>	3:00	政務活動外に係る経理事務	
3	27							6:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
3	29							5:00	政務活動費収支報告書等作成、整理				
合計時間								83:00			06:00		